

大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会 次第

日 時 平成24年9月26日（水）

午後3時30分より

場 所 健康文化センター 1階 会議室

（進行：福祉こども課長）

1 町長あいさつ

2 委嘱状の交付

3 自己紹介

4 民営化に至った経過説明 資料No. 1

5 選定委員会設置要綱等説明 資料No. 2 資料No. 3

6 委員長及び副委員長選任

7 協議事項

（1）愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項について

. 資料No. 4 資料No. 5

8 その他

【次回の会議日程】

■平成24年10月12日（金）午後1時30分～

■大口町健康文化センター 1階 多目的室

大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
保育所運営委員会代表者	舟橋 宣成	
保育に関する学識経験者	藤原 辰志	愛知江南短期大学 教授
社会福祉法人等の財務会計に 関する専門知識者	渡邊 弘和	税理士
子育て関連団体代表者	岩根佐代子	NPO法人 子どもと文化の森
〃	中西 由美	NPO法人 まみーぽけっと
副町長	大森 滋	
保育長	中野 幸子	
その他町長が必要と認める者	藤田 金生	区長会長
〃	安田 美代子	元大口北小学校長

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
健康福祉部長	近藤 定昭	
福祉こども課長	天野 浩	
福祉こども課主査	稲垣 敬	

民営化に至った経緯等について ～保育園勉強会についての経過報告～

1 概要及び経過

福祉こども課及び保育所では、平成22年度から地方分権化時代に見合った保育園のあり様を考えるとともに、保育園が抱える問題や課題解決、さらには民営化についての知識を深める学びの場を設置し、継続的に勉強会を実施してきました。

昨今、国政でも話題の子育て支援策や保育園運営の中長期的なビジョンなどを意見交換し、所属する者の意思統一を図ってきました。

<＊補足説明>

■地方分権化時代に見合った保育園のあり様

限られた行政資源を有効に活用するとともに、民間活力を導入し持続可能な地域社会を構築すること。また、官民の役割を検証し、互いの「長所や強み」を発揮できる仕組みをつくること。こういったことは、保育行政も例外と捉えず、中長期的に考えた保育園のあり様を検討してきた。

■保育園が抱える課題

女性の社会進出や長引く不況の影響で就労する女性が増えており、保育ニーズも増加傾向にある。また、家族形態や就労形態の多様化に合わせ、保育ニーズも多様化してきている。このような状況から近い将来、これらのニーズに行政だけでは対応が困難になるため、民間活力の導入をも視野に入れ、大口町の保育行政の健全化を図る必要がある。

■民営化によるメリット

- ・保育ニーズの増加に伴い、町全体の保育メニューの拡大と保護者にとって保育サービスの選択肢の幅が広がる。
- ・民間活力を導入することで、町全体の保育の質のさらなる向上が期待できる。

■民営化によるデメリット

- ・環境の変化により、一時的に子どもや保護者に不安感が生じる。(本町ではこのことに配慮し、緩やかな移管方法を考えている。)

＜＊経過概略等＞

年月日	主題及び概要
H22. 4. 27	第1回目ということもあり、勉強会の主旨説明と各人が考える保育園運営について、忌憚のない意見交換を行った。
H22. 5. 13	保育園運営を取り巻く課題とその解決策を探ること、さらには社会情勢の変化から民間活力の導入も検討に加えながら、今後、民営化についても理解を深めていくこと、また、様々な意見交換をし、限られた時間の中で合意形成を行うことの勉強（練習）の場とすることを目的に実施した。
H22. 5. 28	前回の会議で個別事項が出された意見の中で、項目別に役割分担をし、それらについての説明と意見交換を行った。今回の会議の目標としては、まずは、メンバーが他市町の様々な状況を「良い・悪い」は別として「知る」ということを主眼に意見交換を行った。
H22. 6. 15	「民営化についての勉強」ということで、「民営化のいいところ探し！」と題し、事前課題を個別宿題とした。会議では2つのグループに分かれ、課題シートを基に意見交換をし、発表形式にて行った。
H22. 7. 6	「保育園民営化の是非」というものを賛成、反対に分かれて、議論を交わすことによって、テーマに対する思考のプロセスや論題に関する知識を深めるために行った。
H22. 8. 31	小牧市の「保育園の半数民営化へ」という新聞記事の掲載を受けて、また、4月以降私たちが取り組んでいる「保育園勉強会」の延長線上から、その状況を伺うべく小牧市へ視察訪問をした。
H22. 9. 8	町長への中間報告を行った。
H23. 8. 2	民営化（1園）に向けて議論を深めるため、①民営化を進める理由、②民営化を肯定的に捉えて考えてみよう、③どんな民営化なら望ましいかをテーマに意見交換を行った。又、骨子の検討と作成にも取り掛かった。
H23. 8. 30	今一度、「保育所の民営化とは何か？」について、参照資料を基に確認をした。その後、骨子（案）についての意見交換を行った。
H23. 9. 13	「子ども子育て新システム」の進捗について、情報共有を図った。また、民間に移管する場合の候補園を検討した。
H23. 10. 6	前回に引き続き、民間に移管する場合の候補園を検討した。
H23. 10. 19	骨子（案）の内容検討を行った。
H23. 10. 20	犬山市（市内に私立保育園2園を有する）へ訪問をした。
H23. 11. 2	犬山市訪問結果の情報共有と前回に引き続き、骨子（案）の内容検討を行った。
H23. 11. 18	各務原市（市内に公立保育園6、私立保育園11）へ訪問をした。

H24.	2. 20	町長へ経過報告
H24.	3. 29	骨子（案）の内容検討を行った。「子ども子育て新システム」の情報共有と3月議会の一般質問回答の共有を図った。
H24.	4. 4	民間に移管する場合の候補園のシミュレーションを行った。
H24.	4. 11	引き続き、民間に移管する場合の候補園のシミュレーションを行った。
H24.	4. 17	町長との意見交換
H24.	4. 19	町長との意見交換を経た今後の取り組みについての打合せを行った。
H24.	4. 25	各務原市内にある私立保育園を訪問。施設長（園長）と意見交換を図り、引受法人としての実情を伺うなどした。
H24.	5. 7	私立保育園訪問における報告と情報共有等。
H24.	5. 9	町長との意見交換
H24.	5. 22	行政経営会議にて経過報告
H24.	5. 23	学校法人理事長と意見交換。引受法人としての実情を伺うなどした。
H24.	5. 28	①正規保育士への経過説明会（中・西保）
	5. 30	②正規保育士への経過説明会（北・南保）
H24.	6. 5	小牧市村中保育園へ訪問。指定管理者としての実態を伺うなどした。
H24.	6. 14	①臨時保育士への経過説明会
	6. 15	②臨時保育士への経過説明会
H24.	6. 21	議会全員協議会にて報告
H24.	6. 28	①保育所運営委員会にて説明等
H24.	7. 7	①午前／南保（36名）
		②午後／中保（45名）
	7. 8	③午前／西保（45名）
		④午後／北保（21名）
	7. 21	⑤午前／ほほえみプラザ（42名）
		計189名
H24.	7. 30	蒲郡市 私立みどり保育園視察
H24.	8. 1	②保育所運営委員会にて対象園案を提示→承認
H24.	8. 3	蒲郡市 児童課 訪問
H24.	8. 27	①中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（1名）
	8. 28	②中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（1名）
	8. 29	③中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（3名）
	8. 30	④中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（0名）
	8. 31	⑤中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（1名）
	9. 1	⑥中保育園保護者等を中心に個別相談会実施（3名）
		計9名
H24.	9. 18	次世代育成支援後期行動計画推進協議会にて経過等報告
H24.	9. 26	①大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会 開催

2 方向性

勉強会においては、大口町立保育園の1園を民営化するイメージで以下の概論をまとめました。

ただし、目まぐるしく変わる国政においては、新しい子育て支援策として「認定こども園」の拡充が再検討されていく予定など、保育システムが変わっていくことも想定されていますので、その動向を注視することも必要であります。

3 保育園民営化の大義

- (1) 民間保育園を誘致することにより、町全体の保育メニューの内容が拡大し、保護者にとって保育サービスの選択肢の幅が広がる。
(※ 現在も4園それぞれ特色ある保育を実施しているが、更に、全く違うオリジナリティーを持った保育が実施されることにより、町全体の保育メニューが拡大される。)
- (2) 公立保育園と民間保育園が、互いに刺激・競争・協調することで、町全体の保育の質の向上が図れる。
(※ ただ単に刺激・競争だけを求めては、民間保育園に通う園児に対する町の責任放棄にも捉えかねないので、「協調」は絶対条件として、町全体の保育の質の向上、ひいては、大口町に住むすべての保育園児が等しく質の高い保育を受けられる環境づくりをする。)
- (3) 民営化することにより行政のスリム化が図られ、公立保育園の質のさらなる向上が図れる。
- (4) 民営化することにより、新たに特定財源【保育所運営負担金（国庫・県費）、低年齢児途中入所円滑化事業補助金、延長保育促進事業補助金等】が見込まれ、該当園の運営経費に充当する一般財源が減ることとなる。その一般財源の一部を公立保育が中心で担うこととする3歳未満児保育や統合保育にかかる経費（主に人件費）に充当することにより、さらなる充実を図れる。

4 具体的概要（抜粋）

- (1) 民営化対象園
大口町立中保育園
- (2) 受け入れ年齢
1歳児から5歳児
- (3) 定員
170名（現行どおり）
- (4) 保育時間
午前7時30分から午後7時。
現在、南保育園だけが18時30分までで他園は19時までとなっているが、

民営化園のみを19時までとし、延長利用者の誘導を図る。その結果、生まれてくる財源（延長保育促進事業補助金[民営化園のみ]や時間短縮による人件費）を民営化に伴い実施する一時預かり事業や公立1園で新たに実施する休日保育の財源に充当する。

なお、休日保育や一時預かり事業については、別途補助がある。

(5) 特別保育

一時預かり事業（現在は北保育園で実施）

(6) 施設整備

基本的には増改築は実施しないが、必要な修繕は施す。

(7) 移管先法人

東海3県（愛知・岐阜・三重）において、5年以上にわたり保育園事業運営または幼稚園事業運営の実績がある社会福祉法人か学校法人。

(8) 財産関係

土地・建物は無償貸与。（無償譲渡の場合、移管後の修繕費や固定資産税が法人負担となり、法人側が敬遠する傾向にある。）備品・消耗品費については無償譲渡。

(9) 移管時期

平成26年4月

(10) 移管先法人選定方法

大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会にて選定

(11) 引継ぎ期間

平成25年4月から平成26年3月までの1年間を引継期間に設定する。

(12) 準備組織

引継期間中に、町・保護者代表・移管先法人で（仮称）保育園民営化準備委員会を組織

(13) 民営化に伴う公立保育園の保育内容の充実

休日保育を新たに公立保育園1園で実施する。さらに、3歳未満児保育や統合保育の全体的な充実。

(14) 町から民間保育園に対する経費支出

ア 支弁費（国が定めている保育単価月額に各月の入所児童数を乗じた金額）。支弁費から国が定めている保育料基準額を控除した額の4分の3が国県補助金。

イ 町単独補助金

国基準により配置された職員の給与実支出額（大口町職員の給与に関する条例に基づいて格付けした給与の範囲）と支弁費の内の人件費との差額については町が補助する。また、管理費として、支弁費の内の管理費の2分の1を町が補助する。

5 中保育園に決定した理由等

(以下、8月2日付けで保護者等に配布した文書引用)

町では町内の公立保育園のうち、平成26年4月に1園を民営化する方針を決定し、先般5回にわたり、説明会を開催しました。

民営化の本旨は、保育メニューの拡大により、保護者にとっての保育サービスの選択肢拡大とともに町全体の保育の質の向上、ひいては、大口町に住むすべての保育園児がより質の高い保育を受けられる環境づくりを目指し、大口町立保育園の1園を民営化する方針を決定しました。

その後、民営化対象園について、以下のとおり選定基準を設け検討し、保育所運営委員会での協議を経て、大口町立中保育園を民営化対象園に決定しましたので、ご案内申し上げます。

【選定基準】

① 全町的な保育園の配置

小学校区に1園は、公立保育園を配置する。

② 地域的要件

民間保育園は町内に1箇所のため、できるだけ町中心部に設置する。

③ 特別保育の実施園

多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育のニーズの見込みを立て、特別保育実施園を町内にバランスよく配置すること。

【民営化対象園選定理由】

① 北小学校区には、大口町立北保育園と大口町立中保育園の2園がある。

② 大口町立中保育園の方が町中心部に位置する。

③ 町内で1箇所しか実施しない保育サービスは、町の中心部で実施する。従って、民間保育園1園で実施する一時預かり事業を中保育園で実施する。また、町内2箇所で実施する保育サービスは町の端部に分散し、公立2園で実施する0歳児保育は、南保育園と北保育園で実施する。

大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大口町立中保育園の施設及び運営を移管する社会福祉法人又は学校法人（以下「移管先法人」という。）を選定するに当たり、公募提案方式で応募した法人から移管先法人を公平かつ適正に選定するため、大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、移管先法人の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 移管先法人の募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 移管先法人の選定に係る事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が選任する10名以内の委員をもって組織する。

- (1) 大口町立保育所運営委員会の代表者
- (2) 保育に関する学識経験を有する者
- (3) 社会福祉法人等の財務会計に関する専門知識を有する者
- (4) 子育て関連団体に所属している者
- (5) 副町長
- (6) 健康福祉部保育所保育長
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、移管先法人が決定する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉こども課において行う。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口径立中保育園民営化移管先法人選定委員会開催日（案）

	期 日	時 間	内 容
第1回	平成24年 9月26日（水）	午後3時30分	委嘱状交付、募集要項（案）の説明
第2回	平成24年10月12日（金）	午後1時30分	募集要項の確定
第3回	平成24年11月20日（火）	午後1時30分	応募書類の確認
第4回	平成24年11月24日（土）	午後1時30分	応募法人によるプレゼンテーション（第1次）
第5回	平成24年12月 2日（日）	午後1時30分	応募法人によるプレゼンテーション（第1次）
第6回	平成24年12月 5日（水）	未 定	1次通過法人（2法人に絞る）が運営する既設園視察
第7回	平成24年12月10日（月）	未 定	1次通過法人（2法人に絞る）が運営する既設園視察
第8回	平成24年12月15日（土）	午後1時30分	最終選考

* 応募法人が少ない場合（4法人以下）は、第5回目は開催しない。

* 第6回、第7回の時間は、1次通過法人により確定するため現段階では未定。（終日または半日）

* 第4回、第5回及び第8回は公開とするため土曜日・日曜日開催とする。

* 会場は第1回から第5回までは大口径健康文化センターを予定。第8回の最終選考は中保育園を予定。